

令和3年6月18日(金)

校長 稲垣 達也

令和3年度 水泳指導計画より重要事項を再確認(含む改訂)します。(その他、熱中症ガイドライン等を遵守)

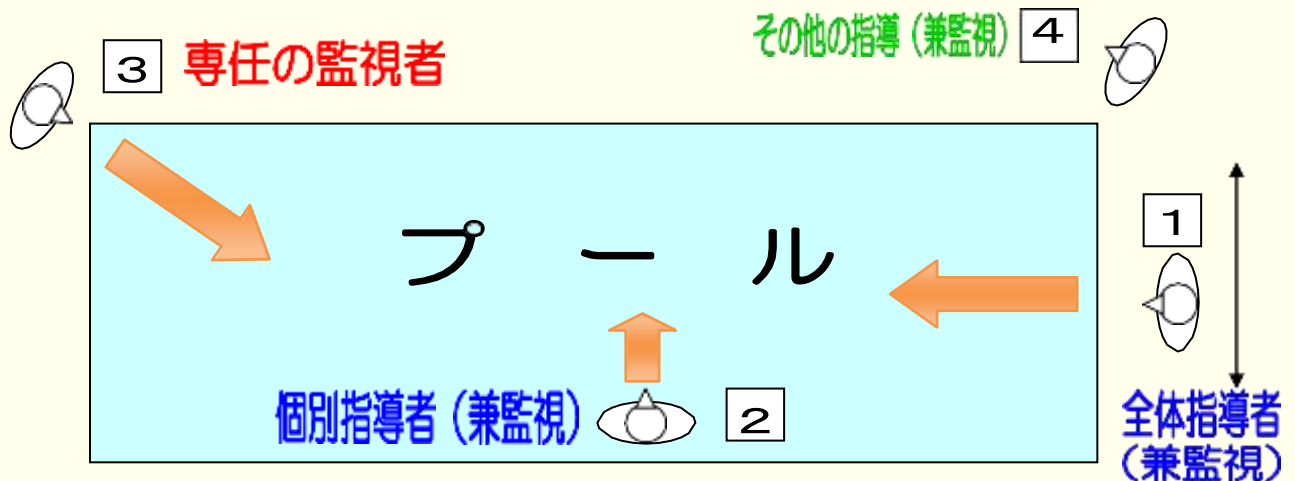
1 水泳実施の判断

- 実施時の水温 23°C 以上 かつ 気温 25°C 以上を最低基準とし、満たない場合は実施不可とする。
上記基準に加え、学年・天候等を総合的に考慮し、管理職が実施の可否を判断しその責任を負う。
- 入水時間は、低学年ほど水温に敏感であることなどを鑑み、学習効果を考えて判断すること。

2 指導・監視の基本(=役割を明確にすること)

- 常に3人以上で水泳の指導に当たる。3人の内、1人以上は専任の監視者とする。
- 専任の監視者は、常時、監視の業務に専念し、水泳指導及び見学者の指導をしてはならない。
- 指導・監視者は必ず、いつでも入水できる服装と準備をしておく。
- 授業開始前に、指導のねらい、指導内容・計画、特に指導・監視体制の確認を徹底すること。
- 安全指導上留意すべきことは、指導を中断し、常時、連絡の徹底を図ること。

3 水泳指導中の監視体制



- 監視者はプール全体を見渡すことができ、プール角などの死角を防ぐ位置とする。
- 個別指導等を行う場合も、指導・監視者全員が同時にプール内に入ってはならない。

3 監視の留意点

- バディ方式を取り入れ、水泳の前後 - 途中において、人員の確認を确实 - 迅速に実行する。
- 水面上はもちろん、水底にも視線を向け、水面が反射するような部分には特に注意すること。
- 児童一人一人の様子を注視し、顔色や動作、唇の色、鳥肌等の有無などを確認すること。
- 児童一人一人に直接声をかけながら、その都度、体調を聞き取ることも大切である。
- 少しでも不調が感じられた場合は速やかに中止し着替えさせる等、迅速・適切に措置すること。
- 万が一の場合の中止や見学などの判断・指示は、迅速にしなければならない。特に雷！
- プールの安全使用規則(不必要な会話や発声等)を無視する者は直ちに中止し、注意を与える。
- 監視に必要な物品、例えば笛、メガフォン、救急用具等を用意しておくこと。

4 その他の留意事項

- AEDは、プールサイドの所定の位置に置いておく。
- コロナ禍における感染症防止対策を徹底すること。
- 途中の退出や入水は、指導者の確認後に許可する。
- 万一の際はインターホン等にて連絡する。

「〇〇だろう」
という思い込みは厳禁！
必ず声を掛け合しましょう

- 救急救命が必要な場合は、躊躇せず、中断せず実施し、迷わず救急車を呼ぶ(管理職の許可は不要)。

「専任の監視者」児童入水中の厳守事項

専任監視者がやるべきこと

常時、水中の児童全員を監視する

専任監視者がやってはいけないこと

特定の児童を注視する

個別に水泳指導をする

見学児童に対応する

トイレに行く児童に対応する

怪我や体調不良の児童に対応する

プールのごみを拾う

プールサイドに水を撒く等の作業

専任監視者は、あなた一人しかいません。

児童の怪我や体調の急変、緊急対応など、

監視以外の対応が必要となった場合は、

水泳指導を中止し、

全児童をプールサイドに上げてから、

全指導者で役割確認をしてから対応します。